

太田市子育て短期支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童を養育している家庭の保護者が疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の養育又は保護を適切に行うことができる施設（以下「実施施設」という。）等において、当該児童を養育し、又は当該母子を保護することに関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の種類及び内容)

第2条 子育て短期支援事業の種類及びその内容は、次に定めるとおりとする。

(1) 短期入所生活援助事業（以下「ショートステイ」という。）

ア ショートステイは、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に実施施設において養育又は保護を行うことを事業内容とする。

イ ショートステイは、次に掲げる事由に該当する者を対象とする。

- (ア) 保護者の疾病により、養育を受けることが困難となっている児童
- (イ) 育児疲れ、慢性疾患時の看病疲れ、育児不安等の身体上又は精神上的の事由が保護者にある児童
- (ウ) 出産、看護、事故、災害、失踪等の家庭養育上の事由が保護者にある児童
- (エ) 冠婚葬祭、出張及び学校行事その他の公的行事参加等の社会的な事由が保護者にある児童
- (オ) 経済的問題により緊急一時的に保護を必要とする児童とその母

ウ ショートステイは、その利用期間を7日以内とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができる。

(2) 夜間養護等事業（以下「トワイライトステイ」という。）

ア トワイライトステイは、保護者が仕事その他の理由により夜間不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合に実施施設にて保護し、生活指導、食事の提供等を行うことを事業内容とする。

イ トワイライトステイは、保護者が仕事その他の理由により夜間に不在となる家庭の児童を対象とする。

ウ トワイライトステイは、利用時間を夕方から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(3) 児童の送迎・付添い事業（以下「送迎等事業」という。）

ア 送迎等事業は、次のとおりとする。

(ア) ショートステイの利用時に、保護者が希望する場合において、児童に対して、その自宅又は所属機関（放課後児童クラブ、放課後等デイサービス事業所その他児童が在籍する施設等をいう。以下同じ。）と実施施設との間の送迎及び当該児童が在籍する小学校又は認定こども園（保育園及び幼稚園含む。）と実施施設との間の送迎を行うこと。

(イ) トワイライトステイの入所時に、保護者が希望する場合において、自宅又は所属機関にいる児童を出迎えること。

(ウ) 送迎は、その範囲が市内の移動に限る場合にのみ行う。

イ 送迎等事業は、2歳児以上を対象とする。

ウ ショートステイにおける送迎の利用時間は、午前8時30分から午後6時までとする。

（実施施設）

第3条 実施施設は市長が委託する施設とし、別表第1に定めるとおりとする。

（利用費用等）

第4条 当事業を利用する者は、実施施設での養育又は保護に要する経費の一部を利用料として、実施施設へ支払わなければならない。ただし、生活保護世帯及びこれに準ずる世帯については、利用料を減額し、又は免除することができる。

2 市長は、実施施設での養育又は保護に要する経費のうち、利用料で賄えないものを委託料として実施施設に支払う。

3 前2項の利用料及び委託料の額は、別表第2に定めるとおりとする。

（利用手続）

第5条 当事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、子育て短期支援事業利用申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 利用者が児童の場合は健康調査票（様式第2号）

(2) 利用者の世帯の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法に規定する特別区民税を含む。以下この号において同じ。）に係る納税証明書その他市町村民税が課されない者に該当することを証明する書面（ただし、太田市において市町村民税が把握でき、かつ、申請者がその確認に対して同意する場合においては、添付を省略できる。）

2 市長は、利用の決定をしたときは、子育て短期支援事業利用決定通知書（様式第3号）

を申請者に交付するとともに、子育て短期支援事業実施依頼書（様式第４号）により実施施設の長に通知するものとする。

（実施報告）

第６条 実施施設の長は、前条第２項の依頼を受け事業が完了したときは、子育て短期支援事業実施報告書（様式第５号）により、市長に報告しなければならない。

（その他）

第７条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日より施行する。

この要綱は、平成２９年４月１日より施行する。

この要綱は、令和４年４月１日より施行する。

この要綱は、令和６年４月１日より施行する。

別表第1（第3条関係）

施設種別	施設名	所在地
児童養護施設	東光虹の家	太田市熊野町7番15号
乳児院	東光乳児院	太田市熊野町13番3号
母子生活支援施設	虹ヶ丘園	太田市熊野町13番2号

別表第2（第4条関係）

1 ショートステイ（1人日額単価）

種別	利用料	委託料
生活保護世帯	2歳未満児	0円
	2歳以上児	0円
	緊急一時保護の母親	0円
市民税非課税世帯	2歳未満児	1,100円
	2歳以上児	600円
	緊急一時保護の母親	200円
市民税課税世帯	2歳未満児	5,350円
	2歳以上児	2,750円
	緊急一時保護の母親	600円

2 トワイライトステイ（1人日額単価）

種別	利用料	委託料
生活保護世帯	0円	1,500円
市民税非課税世帯	300円	1,200円
市民税課税世帯	750円	750円

3 児童の送迎・付添い（1家族日額単価）

種別	利用料	委託料
全世帯	500円	1,360円

備考

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項及び第

2項に定める配偶者の無い者の家庭又は父母のいない児童を養育している家庭（以下「母子家庭等」という。）で、児童扶養手当の支給を受けている、又は支給を受けることができる所得水準の家庭においては、ショートステイ、トワイライトステイとも生活保護世帯の利用料を適用する。

2 母子家庭等で市民税課税世帯に該当する場合は、ショートステイ、トワイライトステイとも市民税非課税世帯の利用料を適用する。

3 母子家庭の母又は父子家庭の父のうち婚姻によらずに児童を養育しているひとり親の場合は、寡婦又は寡夫控除をみなし適用して市民税を計算する。